

カラス対策ネットを使用される地域の方へ

以下の注意事項を遵守される方を対象に、カラス対策ネットを配布しています。

- ・カラス対策ネットは、鳥獣被害のあるクリーンステーション1箇所につき、原則1枚の配布となります。（ごみの量が多く、一枚では覆いきれない場合は除く。）
- ・鳥獣被害対策の目的以外の使用、第三者への譲渡及び売却をしないでください。
- ・カラス対策ネットの配布を受けた後は、速やかに使用してください。使用されていないと認められる場合は、返還していただく場合があります。
- ・地域の方で、歩行者及び車両等の通行に支障をきたさないように使用してください。
- ・カラス対策ネットの使用等により、万一事故が発生しても市は損害賠償、補償等の責は負いません。
- ・カラス対策ネットの維持補修等は利用又は管理する地域の方で行ってください。
- ・紛失、盗難、破損等のないように管理を行ってください。
- ・カラス対策ネットを固定したり、重しをつけるなど加工する場合や、ネットを2重で使用する場合は、事前に環境局事業所によく相談してください。
- ・カラス対策ネットの管理が十分でない場合や収集に支障がある場合は、返還・撤去していただく場合があります。

【カラス対策のインターネット申込】

神戸市 カラス対策 で検索 またはこちらから⇒



※[神戸市イベントサイト](#)からのお申し込みとなります。

※環境局事業所電話番号 平日 8：00～16：30 （年末年始除く）

東灘	841-0161	兵庫	652-0981	須磨	731-2041
灘	871-1081	北	581-0460	垂水	783-0333
中央	251-3521	長田	652-1441	西	961-1414